

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	山原栄一
同	秋澤雅久

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和6年度の財務監査
市民病院 経営企画課 病院総務課 医事課

2 監査の実施期間

令和7年3月10日から4月25日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

市民病院

- （1）経営企画課 病院総務課 医事課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例が施行される前の個人情報取扱特記事項を添付した契約書のほか、平塚市個人情報保護条例の廃止を反映していない契約関連書類が複数あった。また、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れがあった。

個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、良好であると認められた。

以 上